

産業構造審議会保安・消費生活用製品安全分科会製品安全小委員会

電気用品整合規格検討ワーキンググループ（第 27 回）

議事録

日時：令和 8 年 2 月 17 日（火曜日）10:02～11:37

場所：経済産業省 本館 9 階 東 1-1 会議室及びオンライン（ハイブリッド）

議題

- ・ 整合規格案の確認等について

議事内容

○事務局（佐々木） それでは、定刻となりましたので、ただいまから産業構造審議会保安・消費生活用製品安全分科会製品安全小委員会の第 27 回電気用品整合規格検討ワーキンググループを開催させていただきます。

事務局の経済産業省製品安全課の佐々木でございます。よろしくお願いいたします。

委員の皆様方におかれましては、御多忙のところ御出席いただきまして、誠にありがとうございます。

本日は、経済産業省の会議室と Teams によるオンラインのハイブリッド形式にて開催させていただきます、YouTube にて議事をリアルタイムで配信、公開してございます。

それでは、以後の議事進行につきましては渡邊座長にお願いしたいと思います。座長、よろしくお願いいたします。

○渡邊座長 皆さん、おはようございます。職業能力開発総合大学の渡邊でございます。よろしくお願いいたします。

本日は、朝早くから、また年度末、委員の先生方、特に学校関係におかれましては、入試などの関係でお忙しいところ御参加いただきまして、どうもありがとうございます。

本日は、電気用品整合規格検討ワーキングで先生方の御意見等頂きながら、順調に審議を進めたいと思いますので、御協力よろしくお願いいたします。

それでは、まず議事に入ります前に、事務局より委員の出欠の確認をよろしくお願いいたします。

○事務局（佐々木） 本日は、ハイブリッド形式での開催としておりますため、委員お

1人ずつ御所属とお名前を順番におっしゃっていただきたいと思います。なお、オンラインにて御出席の委員に御発言いただく際には、Teams 会議のマイク機能とカメラ機能をオンにさせていただいてから御発言をお願いいたします。

それでは、委員名簿の順番にいきたいと思います。まず、大野委員からお願いいたします。

○大野委員 皆さん、おはようございます。産業技術総合研究所の大野美喜子です。よろしくをお願いいたします。

○事務局（佐々木） 次に加藤委員です。よろしくをお願いいたします。

○加藤委員 電気安全環境研究所の加藤です。よろしくをお願いいたします。

○事務局（佐々木） 次に釘宮委員、よろしくをお願いいたします。

○釘宮委員 消費生活アドバイザーの釘宮でございます。よろしくをお願いいたします。

○事務局（佐々木） 次に久保田委員です。久保田委員ですが、本日御都合により後半中座されると伺っております。よろしくをお願いいたします。

○久保田委員 明治大学の久保田です。よろしくをお願いいたします。

○事務局（佐々木） 次に坂本委員、よろしくをお願いいたします。

○坂本委員 上智大の坂本です。よろしくをお願いいたします。

○事務局（佐々木） 次に中村委員、よろしくをお願いいたします。

○中村委員 おはようございます。日本消費生活アドバイザーコンサルタント相談員協会の中村でございます。本日はよろしくをお願いいたします。

○事務局（佐々木） 次に松岡委員、よろしくをお願いいたします。

○松岡委員 I E C E E 国内審議委員会の松岡です。よろしくをお願いいたします。

○事務局（佐々木） 次に矢代委員です。よろしくをお願いいたします。

○矢代委員 製品評価技術基盤機構の矢代です。よろしくをお願いいたします。

○事務局（佐々木） 次に山崎委員でございますが、事前に配付しております役職に誤りがありまして申し訳ございませんでした。現在は、電力中央研究所グリッドイノベーション研究本部ファシリティ技術研究部門の部門長をされております。よろしくをお願いいたします。

○山崎委員 電力中央研究所・山崎です。よろしくをお願いいたします。

○事務局（佐々木） よろしくお願ひします。以上委員の方々は、10名中10名の委員に御出席いただいております。

なお、今回のワーキングでも、本日審議されます整合規格案である J I S の原案作成団体関係者にオンラインにて御参加いただくとともに、整合確認書の技術審査を行っていただいております N I T E の徳永課長、北島専門官にも対面にて御参加いただいております。よろしくをお願いします。

以上でございます。

○渡邊座長　　ありがとうございました。

それでは、ただいま御紹介されました委員の出席が過半数を超えております。定数に達しておりますことを確認いたしました。本日のワーキングが成立しております。

次に、配付資料の確認を事務局からよろしく願いいたします。

○事務局（佐々木）　　本日の配付資料につきましては、会議室に御参加の方々につきましては、お手元の i P a d に保存してございます。オンラインで御出席の皆様におかれましては、事前にメールにて送信させていただいております。

資料につきましては、議事次第から資料 1、委員名簿、資料 2、改正の概要、それから資料 3、別表第十二、資料 4 としまして、技術基準との整合確認書が本日審議します 4-1 から 4-12 までとなっております。資料に不足や不備等ございませんでしょうか。

資料につきましては、Teams 画面にも表示いたしますけれども、見えづらいなどありましたらお手元の資料を御覧いただきますようお願いいたします。

以上でございます。

○渡邊座長　　ありがとうございました。

それでは、議事に入りたいと思います。前回は、令和 7 年 6 月に行った第 26 回ワーキングで 9 規格の J I S について御確認いただきまして、同年の 8 月 29 日に原案どおり改正を行い、適用されております。

本日は、12 規格の J I S につきまして、技術基準省令に適合しているかの確認を行いたいと思っております。

まず、本日審議する整合規格案の概要について、事務局より御説明をよろしく願いいたします。

○事務局（佐々木）　　今回、整合規格として御確認いただきます規格の概要について御説明させていただきます。お手元の資料 2 を御覧ください。

資料 2、電気用品の技術上の基準を定める省令の解釈についての一部を改正する通達についてというものでございます。

まず概要です。電気用品の技術上の基準を定める省令、技術基準省令と訳しておりますが、技術基準省令に定める技術的要件を満たすべき技術的内容を具体的に示したものであるということで、電気用品の技術上の基準を定める省令の解釈——こちらについては解釈通達と言っておりますけれども——解釈通達を定めまして、この解釈通達の別表第十二において、国際規格等に準拠した規格として、技術基準省令に整合する公的規格を整合規格としてお示ししているというところがございます。今般、最新の国際的な技術動向を反映させるという目的で、既に採用済みの J I S の最新版への見直し等を行うこととしてございます。

続きまして、改正の内容ですけれども、改正する規格の数につきましては 12 規格でございます。採用済みの I E C 規格に準拠した J I S をより新しい版に置き換えるものが 12 分の 12 規格となっております。今回未採用の J I S を新たに採用するものはございません。

それから、猶予期間の経過によりまして削除する規格の数が 5 規格でございます。

今後のスケジュールですけれども、パブリックコメントにつきましては 3 月以降に実施を予定しております。期間としては 30 日間となっております。その後、解釈通達の改正を行います。その時期につきましては、令和 8 年 6 月以降を予定しております。

続きまして、資料 2 の別添 1 でございます。こちらは技術基準省令解釈通達（別表第十二）へ採用する整合規格（J I S 等）（案）ということで、左から改正基準番号、それから整合規格の J I S、対応する I E C 規格、表題、現行基準番号と来て現行本文となっております。

こちらにつきましては、今回採用された場合ということで、例えば 1 番でしたら J60309-1 に今年の 2026 ということで年号を付して基準番号としまして、その内容については J I S C 8285、2025 年版を指しているもの。この J I S につきましては、I E C と整合しております。I E C 60309-1 第 5 版（2021）のものに対応しているというものでございます。表題につきましては、工業用プラグ、固定形または可搬形コンセント及び機器用インレットというもので、現在の別表第十二に採用されているものにつきましては、J60309-1、2019 年版になります。こちらの中身につきましては、J I S C 8285、2018 年版ということになります。したがって、今回 J60309-1、2026 年が採用された場合につきましては、2019 年版が置き換えられるということになります。

続きまして、お手元の資料 3 を御確認いただければと思います。こちらが別表第十二、国際規格等に準拠した基準ということで、解釈通達の別表第十二に当たるものでござい

す。

こちらの資料の位置づけとしましては、水色部分につきまして今回審議される 12 規格が採用された前提でこの表に追加しております。したがって、水色のものは改正後のものということになります。網かけ部分、グレーの部分がありますけれども、グレーの部分につきましては本来消えるものなので、現行の改正前のものという位置づけとなります。具体的には 1 枚めくっていただきまして、2 ページ目中段ぐらいにありますけれども、例えば J60309-1(2026)について今回採用されれば、水色のとおり挿入されまして、逆に J60309-1(2019)につきましては、今回、2026 年が採用されることをもって古い版になりますので、猶予期間を経て削除ということになってまいります。仮に今回の審議を経て、令和 8 年 6 月 1 日に改正したとすると、その前日までとしまして約 3 年間の猶予期間を設けて廃止という手続となります。具体的には令和 11 年 5 月 31 日までは 2019 年版が使えて、その後、6 月 1 日からは 2026 年版を使っていただくという手順となります。

今のは水色の改正部分の説明ですけれども、グレーの削除の部分につきましては、少し資料を飛んでいただいて、12 ページになります。12 ページの上段部分に J60974-5、平成 25 年版というものがありますけれども、こちらはアーク溶接装置の規格でございまして、こちらにつきましては一番右側の欄にありますとおり、令和 8 年 4 月 30 日まで有効となっております。したがって、今回のワーキングを経て、改正時期 6 月と申し上げましたけれども、6 月に改正されるとすれば、その時点ではこの規格は有効期間を過ぎておりますので、こちらの規格については削除となります。こういった規格がアーク溶接装置のほかにも 4 つございまして、計 5 個の規格が今回有効期間を満了したことをもって削除となるというものでございます。

資料 2 と 3 の説明は以上でございます。

○渡邊座長 ありがとうございます。ただいま資料 2 及び資料 3 を用いまして、本日の審議する整合規格案の概要及びその流れ等々について御説明がございましたが、ただいまの事務局からの説明につきまして、委員の先生方から何か御質問、御意見、コメント等ございましたらお願いします。御意見等ございますでしょうか。

ただいまの御説明に従いまして本日審議を進めていきたいと思っておりますので、どうぞよろしく願いいたします。

では、続きまして、技術基準との整合確認書の審議に入りたいと思っております。資料 2 の別添 1 の一覧表に沿って、上から順番に事務局から論点の説明の後、質疑いただくというこ

とにしたいと思っております。

では、事務局より説明をよろしくお願いいたします。

○事務局（江藤） 事務局、製品安全課の江藤と申します。よろしくお願いいたします。

それでは、資料2の別添1にある一覧表のNo.1のJIS C 8285について御説明を申し上げたいと思います。資料としては、資料2の別添2を御覧ください。3ページ目でございます。

J60309-1 (2026)、採用するJ I SといたしましてはJIS C 8285の2025年版でございます。適用範囲といたしましては、こちらにございますように、定格動作電圧が直流1000V又は500Hz以下の交流1000V以下ということで、定格電流が800A以下の、主として、屋内又は屋外の工業用のプラグ、固定形又は可搬形コンセント、及び機器用インレットについて規定されているものでございます。

電気用品名といたしましては、差し込みプラグ、コンセント、コードコネクタボディ、器具用差し込みプラグということでございまして、その下の図にあるとおり、形としてはこういったものであるということを示してございます。

主な改正点をその下に書いてございますけれども、6.9、9.4、24.6でシャッタのあるアクセサリについて、区分、感電に対する保護及び機械的強度の規定を追記してございまして、7.5で中性線専用端子及び／または接地端子を示す表示に追加してもよいという表示を規定してございます。また、箇条30におきまして電磁両立性において、電子回路を組み込んだアクセサリの場合、JIS C 61000-6-2（イミュニティ）及びIEC 61000-6-3（エミッション）に適合するように規定を改めてございます。

こちらの規格について、整合確認書について御説明申し上げたいと思っておりますけれども、資料4-1でございます。資料4-1がJIS C 8285:2025の整合確認をしている資料でございます。

主に非該当の部分を中心に御説明したいと思っておりますけれども、15ページ目でございますが、技術基準ですと第十三条のところ、電磁波につきましては非該当ということでございまして、構造的にそういったものではないということで非該当ということもございまして、続きまして非該当の部分、第十五条1項、2項、3項につきましては、始動、再始動及び停止による危害の防止ということで、製品の性格上そういったところに該当するものではないと判断してございます。

続きまして、17ページの第十六条は、次のJIS C 8283-1との関係で若干御説明したい

と思いますけれども、次の JIS C 8283-1 は家庭用である一方、こちらは工業用ということで、工業用につきましては第十六条の保護協調及び組合せは該当となり、規格の中で接地接点は、過熱することなく相接点の規定電流に等しい電流を流せなければならない、ねじ形端子は、規定の公称断面積を持つ銅または銅合金製の導体を適切に接続可能なものでなければならない、等が規定されてございます。

また、次の 18 ページの第十七条の電磁的妨害に対する耐性につきまして該当ということで、電子回路を組み込んだアクセサリは規定に適合という規格がございまして、第十八条の雑音の強さというところで、電子回路を組み込んだアクセサリは規定に適合しなければならない、とされているところでございます。

それから、19 ページ以降の表示等につきましては、第二十条でございまして、第 1 号から第 4 号までそれぞれ扇風機とか冷蔵庫といったものに該当しないということで、こちらは非該当ということで判断してございます。

JIS C 8285 の 2025 年版につきましての御説明は以上でございまして。

○渡邊座長 ありがとうございます。ただいまの事務局からの説明及び 4-1 の資料の整合確認書の内容につきまして何か御意見等ございますでしょうか。ウェブで参加されている先生方におかれましては、一言御発声いただくか、チャット機能で手を挙げていただくか、どちらか採用していただければ、こちらから御指名したいと思いますので、よろしくお願いたします。

工業用プラグ、固定形または可搬形コンセント及び機器用インレットということで御説明がございました。接地線や電磁両立性等々についても該当ということではございました。何か御質問等あればよろしくお願いたします。電流 800A とかなり大きな電流のものではございます。特に先生方から御意見等ございませぬでしょうか。

なければ、次の説明をよろしくお願いたします。

○事務局（江藤） 続きまして、別添 1 の一覧表の No. 2 でございまして、J60320-1(2026)の対応する J I S、JIS C 8283-1、2025 年版の御説明をさせていただきたいと思っております。

こちらにつきまして、家庭用及びこれに類する用途の機器用カプラの第 1 部：一般要求事項でございまして、適用範囲といたしましては、家庭用及びこれに類する用途で使用する主電源用の電気機器への接続を目的とした、接地極（コンタクト又はピン）付又は接地極なしの、2 極の機器用カプラの一般要求事項について規定されているものでござ

います。

また、機器または装置と一体化した又は機器に組み込んだ機器用インレット及び機器用アウトレットにも適用されているものでございます。更に、定格電圧 250V 以下、定格電流 16A 以下の交流電源用の機器用カプラに対して適用されるものでございます。ただし、定格電圧 125V の場合には、定格電流 20A 以下の機器用カプラにも適用するというものでございます。

電気用品名といたしましては、先ほどの工業用と同じでございますけれども、差し込みプラグ、コンセント、コードコネクタボディ、器具用差し込みプラグというものでございます。

下のほうに簡単な図面がございますが、この中で左側の破線で囲われた中の右端の 2)、それから間の機器についている 3)、4)、右側の破線で囲われた中の 5) といったものを機器用カプラということで対象としてございます。

J I S の主な改正内容につきましては、箇条 21 に安全性向上のため、プラグコネクタに対する温度上昇の規定を追記してございますし、23.6 につきましては引張試験を、縦方向引張試験及び横方向引張試験に整理して規定してございます。また、24.1 にボールプレッシャー試験に関する規定内容を理解しやすくするために、表現を見直してございます。また、附属書 C につきましては、試験計画を見直して、試料グループを 12 に増やしてございます。それから、附属書 E につきましては、安全性向上のため、周囲温度が 35℃ を超えて 90℃ 以下での使用も意図するという機器用カプラに対して、動作電流の低減等に関する追加試験及び要求事項を追加してございます。

技術基準との整合確認につきましては、資料 4-2 を御覧いただければと思います。整合の確認について、幾つかかいつまんで御説明を申し上げたいと思います。

まず、非該当につきましては、13 ページの第十三条、電磁波による危害の防止につきましては非該当ということでございます。

また、十五条につきましては、製品の性格上、1 項、2 項、3 項いずれにつきましても非該当としてございます。

それから、15 ページの十六条は保護協調及び組合せ。こちらは該当でございますけれども、規定のコードのタイプ以上のコードを備え、かつ、コードは規定の公称断面積以上のものでなければならないというところで該当ということでございます。

次の第十七条、電磁的妨害に対する耐性につきましては、非該当としてございます。規

定タイトル・概要に示す注記がございますように、内蔵するアクセサリに対する要求事項は、まだ必要性が確立していないため、含めていないということがございますので、非該当と考えてございます。

また、第十八条、雑音の強さにつきましては、こちらも第十七条と同じような理由から非該当としてございます。この辺りが先ほどの工業用と違うところかなと思います。

また、第二十条につきましても対象のものが扇風機、冷蔵庫等々ではないということから、非該当ということで判断してございます。

以上で J60320-1 (2026) についての御説明を終わらせていただきたいと思います。

○渡邊座長 ありがとうございます。ただいま事務局から説明がございました内容及び技術基準と整合確認書、資料4-2の内容につきまして、先生方から何か御質問、御意見、コメント等ございましたらよろしく願いいたします。先生方から特に御意見等ございませんでしょうか。

これは、普通に使う電源側の差し込みと機器の差し込みで、途中にある変換装置といったのは含まないストレートなものだけですか。パソコンなどいろいろな機器にあるように、途中で電圧、電流変換器とかがあるのはなくて、直接のもので、単純な構造のものであれば、これで結構だと思います。ありがとうございます。

では、次の説明に移りたいと思います。次の説明をよろしく願いいたします。

○事務局（橋本） 事務局の橋本です。よろしく願いいたします。

それでは、資料2に戻っていただきまして、資料2の別添2になります。4ページの3番目から6ページの5番目までが JIS C 9335、家庭用及びこれに類する電気機器の安全性の規格シリーズになっておりますので、整合確認書の内容が類似していることもございまして、誠に恐縮でございますけれども、まとめて説明させていただきたいと思います。

JISの概要について、これから3番目から5番目までを通しで説明させていただきます。

まず、3番目の JIS C 9335-2-16、食品くずディスポーザーの個別要求事項について説明いたします。

適用範囲になりますが、この規格は、バッテリー駆動機器その他の直流駆動機器を含め、定格電圧が 250V 以下の家庭用及びこれに類する食品くずディスポーザーの安全性について規定しております。

電気用品名は、ディスポーザーになります。

主な改正内容でございますけれども、まず規格全般としての説明になりますが、バッテ

リ駆動機器に対する規定の全面的な見直しや、公衆のネットワークを介した遠隔通信に関する規定を追加するなどの改訂があった通則、JIS C 9335-1:2023の規定に整合させるための改正を行っております。

また、箇条 11 は、温度上昇に関する規定になりますけれども、11.3 項や 11.8 項、図 101 に通常動作状態の下での外部可触表面の最大温度上昇、それからその測定用プローブを規定しております。

それから、通しで説明しますけれども、4 番目の JIS C 9335-2-55、水槽用及び庭池用電気機器の個別要求事項について御説明させていただきます。

適用範囲ですが、この規格は、バッテリー駆動機器その他の直流駆動機器を含め、定格電圧が 250V 以下の家庭用及びこれに類する、水槽用電気機器及び庭池用電気機器の安全性について規定しております。

電気用品名は、観賞魚用ヒーター、観賞魚用電気気泡発生器でございます。

次のページに行きまして、主な改正内容としまして、先ほどのディスパーザーと同じ内容になりますけれども、通則の改訂に整合させるための改正を行ったということになります。

それから、箇条 7 は表示や取扱説明などに関する規定になりますけれども、7.1 項や 7.6 項、7.12 項に最大動作深度の図記号の更新や関連する取扱説明書への表示規定の追加を行っております。

また、箇条 11、温度上昇に関する規定になりますが、11.3 項や 11.8 項、図 101 に通常動作状態下での外部可触表面の最大温度上昇やその測定用プローブについて規定しております。

それから、通しで説明しますけれども、5 番目の JIS C 9335-2-59、電撃殺虫器の個別要求事項の J I S でございます。

適用範囲ですが、この規格は、バッテリー駆動機器その他の直流駆動機器を含め、定格電圧が 250V 以下の、家庭用及びこれに類する電撃殺虫器の安全性について規定しております。

電気用品名は、電撃殺虫器でございます。

次のページに行きまして、主な改正内容になりますけれども、規定全般として先ほどと同じ内容の通則の改定に伴う改正になっております。

箇条 11 も温度上昇に関する規定でございまして、11.3 項、11.8 項、図 101 と外部可触

表面の最大温度上昇及びその測定用プローブを規定しております。

以上が3番から5番までのJISの概要についての説明となりますが、次に整合確認書について御説明したいと思います。こちらにもJIS C 9335シリーズとして整合確認書の内容が類似しておりますので、まとめて説明させていただきます。資料は4-3、4-4、4-5になります。

まず、非該当になりましたもの、3規格とも技術基準省令第二十条、資料4-3ですと13ページ以降の技術基準省令第二十条の長期使用製品安全表示制度による表示、になりました、この制度の対象品目が当該JISの適用範囲に含まれませんので、非該当とさせていただきます。

それ以外の条項については該当となりますので、それを資料4-3で少し御紹介させていただけたらと思います。

まず1ページ目、左側が技術基準省令の条項になりますけれども、第三条第1項、安全機能を有する設計等として、電気用品は、前条の原則を踏まえ——これは安全原則になりますが——危険な状態の発生を防止するとともに、発生時における被害を軽減する安全機能を有するよう設計されるものとする書かれてあります。

これを満たす当該JISの規定として、まず通則である第1部のJIS C 9335-1の規定を挙げているほか、当該JISの箇条20、安定性及び機械的危険として、入り口開口部のカバーは、カバーが閉じているときだけ、機器を動作させるようなインタロック機能をもっていなければならないとか、箇条22の構造として、機器は、保護装置を組み込まなければならない、のような要求事項がございますので、該当とさせていただきます。

それから、次の2ページ目を御覧いただきまして、第四条、供用期間中における安全機能の維持として、電気用品は、当該電気用品に通常想定される供用期間中、安全機能が維持される構造であるものとするがございますが、これを満たす当該JISの規定としましては箇条22の構造、導電部その他の金属部で、腐食によって危険が生じるおそれがある部分は、通常使用状態の下で耐腐食性をもっていなければならないという要求事項や、箇条23の内部配線として、通常使用時に又は使用者による保守時に動くことがある機器の異なった部分相互間で、電気接続部及び内部導体に過大な応力が加わってはならない——要求事項はほかにもありますけれども——などがございますので、該当としております。

以上で3番から5番までのJIS C 9335シリーズの説明を終わらせていただきます。

○渡邊座長 ありがとうございます。ただいま御説明いただきました資料2は3、4、

5番目、それから技術基準との整合確認書につきましては、4-3、4、5の内容を一括して関連しておりますので御説明いただきました。この内容につきまして何か先生方から御意見、御質問、コメントでも結構でございます。何かございましたら御発言をよろしくお願いいたします。ウェブの先生も何かございましたら御発言をお願いします。

私、毎回発言して大変恐縮で、技術基準の条文が直らないのでそうだろうと思いますが、読む人間としては例えば資料4-4の5ページ目の第七条の第2号の接触電流に関する項目でいつも言っていて、また言ったのかと言われそうですが。接触電圧という表現はあるのですが、接触電流というのは技術用語的に非常に違和感を覚えると思っています。「人体通過電流は、人体に影響を及ぼさないように抑制されていること。」というのが一番理想的かなと思っています。電流は流れるものであって接触するものではないので、その違和感がちょっとあるので、これは条文改正になりますので、難しいと思いますが、コメントをさせていただきます。

そのようなコメントでも結構でございますので、先生方からまた積極的な御意見等頂ければと思いますので、どうぞよろしくお願いいたします。この項目につきましては、何か御質問、御意見等ございませんでしょうか。

なければ次の説明に移らせていただきます。それでは、次の説明をよろしくお願いいたします。

○事務局（江藤） それでは、製品安全課の江藤から次の6番と7番につきまして、同じJIS C 8462のシリーズでございますので、恐縮ですけれども、まとめて御説明させていただきます。

まず、資料2でございますけれども、JIS C 8462-21の2025年版につきましては、家庭用及びこれに類する用途の固定電気設備の電気アクセサリ用のボックス及びエンクロージャということで、このうちの懸架手段を備えたボックス及びエンクロージャに対する個別要求事項でございます。

こちらの適用範囲といたしましては、屋内または屋外の家庭用及びこれに類する用途の固定電気設備に用いる電気アクセサリ用で、定格電圧が交流1000V以下及び直流1500V以下の懸架手段を備えたボックス及びエンクロージャに適用するということになってございます。

電気用品名といたしましては、金属製のボックス、その他の電線管類又は可撓電線管の金属製の附属品、合成樹脂製等のボックス、その他の電線管類又は可撓電線管の合成樹脂

製の附属品ということでございます。

J I Sの主な改正内容につきましては、引用規格を、最新の JIS C 8462-1 : 2021 に改めてございますし、箇条 13 は題名を「劣化防止、固体の侵入及び水の有害な浸入からの保護」から「耐劣化性並びに固形物の侵入及び水の有害な浸入に対する保護」に変更してございます。

次の 7 番、JIS C 8462-22 につきましては、個別要求事項の対象が接続用ボックス及びエンクロージャということございまして、適用範囲につきましては 21 と同じような電圧の範囲におけるジャンクション及び／またはタッピングの接続ボックスに適用するということでございます。

こちらの電気用品でございますけれども、合成樹脂製等のボックス、その他の電線管類又は可撓電線管の合成樹脂製の附属品、ジョイントボックスになってございます。

こちらの主な改正内容につきましても、21 と同じく JIS C 8462-1 : 2021 に改めたということと、箇条 13 につきましても、先ほどの 21 と同じような題名の変更となっているものでございます。

それでは、これらの J I S の技術基準と整合確認しております資料を御説明したいと思います。

まず、JIS C 8462-21 は資料 4 - 6 でございます。これらの適切な図面が先ほどの資料 2 においてご用意できなかったのもイメージしづらいこともあるかと思っておりますけれども、物としては電気設備を収めるようなボックス、21 は懸架手段を備えたということなので、吊ったりすることができる場所を含めたものとなっております。また、22 は接続用のものであるという違いはございますが、そのような物が対象となっております。

改めて資料 4 - 6 でございますけれども、主に非該当のところといたしましては、例えば 5 ページ目の第十条のやけどの防止ということでございますが、製品そのものに電気を流さないということから非該当でしかるべきではないかと考えてございます。

また、7 ページの十三条につきましても、電磁波による被害の防止という観点でも、この製品そのものから電磁波が出るというものではないと考えまして、非該当ということでございます。

また、第十五条第 1 項から第 3 項までにつきましては、始動、再始動及び停止による危害の防止ということなので、製品の性格上、そういったところと直接関係ないということで、こちらについても非該当と考えてございます。

また、9 ページ目、第十六条、保護協調につきまして、電気を流さない製品であるということなので非該当、それから十七条の電磁的妨害につきましても、この製品そのものから電磁的妨害を生じさせるようなものが出る性質の製品ではないということから非該当と考えてございます。

10 ページ目、十八条につきましても、第十七条と同じような理由から非該当としてよろしいかと考えてございます。

また、第二十条につきましても、第1号から第4号いずれについても該当するような製品ではないということから、非該当と考えてございます。

一方、例えば感電に対する保護の第七条につきましては、感電保護の観点から該当であると考えてございます。第1号もそうでございますし、第2号につきましても電気設備を内包するようなボックス等でございますので、そういった観点の感電保護は必要であるということから、該当であると考えてございます。

続きまして、JIS C 8462-22 でございますが、資料4-7に整合確認書がございますが、こちらにつきましても基本的には先ほどの21の資料4-6と同じような考えでございます。例えば、4 ページ目の第十条のやけどの防止では直接電気が流れないということから非該当でございますし、その他も基本的には先ほどの21と全く同じような考えで、整合確認してよろしいのではないかとということで考えてございますので、そのような判断をさせていただきます。

まとめて、かつ、簡単でございますけれども、以上でJIS C 8462-21と22、6番と7番についての説明を終わらせていただきます。

○渡邊座長 ありがとうございます。ただいま事務局から説明のございました資料2添付資料1の6番目と7番目の項目で、技術基準と整合確認書の該当、非該当に関する説明内容につきましては、資料4、資料6を用いて御説明いただきました。この内容につきまして委員の先生方から何か御意見、御質問、コメントなどございましたら御発言よろしくお願ひしたいと思います。特に大きな問題点はございませんでしょうか。

それでは、特に御発言がないようですので、次に参りたいと思います。では次の説明をよろしくお願ひいたします。

○事務局（江藤） 事務局の江藤でございます。引き続き資料2の8番目でございますけれども、JIS C 9300-7について御説明を申し上げたいと思います。

こちらは、アーク溶接装置－第7部のトーチでございます。

適用範囲といたしましては、アーク溶接及び類似の関連プロセスのために用いるトーチの、構造要求事項及び安全要求事項について規定するものでございます。この規格は、手動用トーチ、自動機用トーチ、空冷トーチ、水冷トーチ、モータ装備トーチ、スプールオントーチ及びヒューム吸引トーチに適用されます。この規格におけるトーチは、トーチボディ、ケーブルホースアセンブリ及びその他の構成部品からなるものでございます。また、この規格は、アーク溶接電源と補助装置とを接続するケーブルホースアセンブリにも適用されるものでございます。

電気用品名といたしましては、アーク溶接機ということでございまして、資料2の8ページに簡単な図が載せてございます。こちらはアーク溶接機の全体を示した図面でございますけれども、トーチを含めてこのような構成になっているということでございます。

J I Sの主な改正内容といたしましては、その下にございますように、6.2 に形式検査にアーク起動及びアーク安定化電圧を印加するトーチへの要求事項を追加してございまして、箇条 10 にはハンドル及びケーブルホースアセンブリが高温物体と接触した場合に発生する煙及び溶出物が人体に有害でないことを確保するため、発生した煙及び溶出したものは、人体に有害であってはならないということを追加しているものでございます。また、箇条 13 におきましては、ヒューム吸引トーチの情報を明確にするために、ISO 21904-3:2018 による捕集効率を取扱説明書に追加したということが改正内容でございます。

それでは、こちらの整合確認書につきましては、資料4-8を御覧いただければと思います。こちらにつきましては、非該当の部分のみをまず説明させていただきますと、6ページ目の第十四条の使用方法を考慮した安全設計の部分でございますけれども、こちらの中に無監視状態での運転においても、人体に危害を及ぼし、または物件に損傷を与えるおそれがないように設計されているものであるということが要求事項としてございまして、当該の製品自体につきましては、人が手に持って使用する手動機器であって、無監視状態での運転は想定されていないということから、非該当とさせていただいているものでございます。

それから、9ページからございます第二十条第1号から第4号につきましては、対象となる扇風機等ではないということから、こちらも非該当とさせていただいております。

該当の部分でございますけれども、例えば第六条の耐熱性につきましては、規格としてはハンドル及びケーブルホースアセンブリの絶縁は、発火または不安全になることなく、高温物体及び通常量の溶接スパッタの影響に耐える能力を持たなければならないというこ

とで、溶接時に高温になる部分が発生してまいりますので、当然該当ということで考えてございます。

また、感電につきまして、第七条、アーク溶接でございますので、電圧は低いものの電流は結構あるため、電撃の可能性があるとということでございますので、電撃の防護、それから耐熱性とか熱によって絶縁物を溶かしてしまうようなことがあって、それで感電というおそれがないようにという規定もございますので、こちらは該当ということかと思いません。

5 ページの第十条、やけどの防止につきましては、手動用トーチにおいて、作業者が握るハンドル部の外部表面は、30 度を超える上昇があってはならないという規定がございますので、当然該当と考えてございます。

簡単でございますが、JIS C 9300-7 につきまして御説明を終わらせていただきます。

○渡邊座長 ありがとうございます。ただいま御説明がございました資料 2-8、アーク溶接装置、それから技術基準と整合確認書におきましては、4-8 の項目の御説明内容について、何か委員の先生から御質問、御意見、コメント等ございましたらお願いいたします。

○山崎委員 この図の説明で括弧して専門家用と書いてあって、専門家用というのは溶接機のことを指すのか、あるいはこの図のことを指すのかという単純な質問です。多分機器のことを指すのだと思うのですが。

○日本溶接協会 専門家用といたしますのは JIS C 9300-1 の溶接電源ですが、使用率を持っておりまして、使用率の概念を持っているというのが専門家ということで、専門家用という形で入れさせていただいております。

○山崎委員 ありがとうございます。

○渡邊座長 ありがとうございます。そのほか何か御質問、御意見、コメント等委員の先生からございましたらお願いします。

私から、この技術基準との整合確認で、電気用品ですので、一般用電気工作物の中ということで確認していると思いますが、ここの図も手で使うような感じになっていると思いますが、第十四条で無監視状態での運転についても人体に危害を及ぼさないというのを非該当にされているというのは、例えば工業用とかの自動溶接機というものは、電気用品として対象外となるので、対象となる商品の電気用品の関係では必ず図に示しているように人が溶接するという下に判断したので、自動溶接機というものは対象外ということで非該

当としたのでしょうか。質問内容が分かりづらかったかもしれません。

○日本溶接協会　その件に関しまして非該当にした理由なのですが、自動で使うものにつきましては、通常ロボットで使えるものになりますので、電気用品の区分として該当しないということで、電気用品の区分で該当する内容につきましては、人が手に持つものしかありませんので、非該当という形にさせていただいております。

○渡邊座長　結構です。よく分かりました。ありがとうございます。

そのほか何か御質問、御意見等ございますでしょうか。

なければ次の説明に移りたいと思います。では、次の説明をよろしく願いいたします。

○事務局（江藤）　事務局・江藤でございます。次の説明を差し上げたいと思います。次は、資料2の9番、それから10番、11番、12番の残りの4つにつきまして、同じJIS C 8461のシリーズでございますので、恐縮ですが、まとめて説明をさせていただければと思います。こちらは電線管システムでございます。

まず、9番、JIS C 8461-1でございますけれども、電線管システム—第1部の通則でございます。

適用範囲といたしましては、交流1000V以下及び／又は直流1500V以下の電気設備または通信設備で使用する絶縁電線及び／又はケーブルを保護及び管理する、電線管及び電線管附属品を含む、電線管システムの要求事項及び試験について規定しているものでございます。この規格は、電線管の端部にねじ付き及びねじなしの構造をもち、金属製、非金属製及び複合材料製の電線管システムにも適用されるものでございます。

電気用品名といたしましては、個別規格との組み合わせによるものとなります。

次の9ページに金属製電線管の場合のイメージができるような製品の事例を図示してございます。こちらに示している金属製の電線管や金属製のノーマルベンド等が対象になっているということでございます。

こちらのJISの主な改正内容につきましては、その下にございますように、3.15、3.16でねじ付き電線管及び電線管附属品、並びにねじなし電線管及び電線管附属品の用語及び定義につきまして、JIS C 8305に規定する電線管の種類で既にねじなし電線管の用語を使用しており、混同を避けるため、ねじ接続電線管及び電線管附属品、並びにねじなし接続電線管及び電線管附属品に変更しているというものでございます。

また、7.1.1では対応国際規格に合わせまして、電線管本体に電線管システムの分類コード4桁の表示を追加してございます。

また、7.1.1.1 に、対応国際規格に合わせて、自己復帰形電線管には、電線管本体、最小梱包単位又は製造業者の文書に分類コード5桁の表示を追加したということでございます

また、14.2.2.2 d) では表面処理がめっき又は塗装以外の耐食性試験の規定がなかったということでございますので、電気用品の技術上の基準を定める省令の解釈について、別表第二に合わせて塩水噴霧試験を追加してございます。

続きまして、10番の JIS C 8461-21、第21部：剛性（硬質）電線管システムの個別要求事項ということで、適用範囲につきましては、JIS C 8461-1:2025 に規定する電線管システムのうち、剛性（硬質）電線管システムの個別要求事項について規定しているものでございます。

電気用品名といたしましては、金属製の電線管、金属製のカップリング、金属製のノーマルバンド、金属製のエルボー、金属製のキャップ、金属製のコネクタ、金属製のブッシング、その他の電線管類又は可撓電線管の金属製の附属品、合成樹脂製電線管、合成樹脂製等のカップリング、合成樹脂製等のノーマルバンド、合成樹脂製等のエルボー、合成樹脂製等のコネクタ、合成樹脂製等のブッシング、合成樹脂製等のキャップ、その他の電線管類又は可撓電線管の合成樹脂製等の附属品ということでございます。

次の10ページにこちらの製品のイメージといたしまして、先ほどの図を抜き出したような形ですけれども、金属製のものをこちらに示してございます。

こちらの主な改正内容でございますけれども、電線管システム全般に使用する共通事項等を、JIS C 8461-1 に移動してございます。

それから、8.1 で寸法の適否判定に、在来工事で使用している JIS C 8305 を追加してございます。

また、10.4.102.1 に非金属製の電線管の曲げ試験の試料長さが約 500mm でございますけれども、対応国際規格と整合を取って（500±10mm）に変更してございます。

また、10.4.102.3 でございますけれども、恒温槽から取り出して試験開始まで 10 秒以内という規定がございましたが、国際規格と整合を取って（12±2 秒）に変更してございます。

続きまして 11 番は、JIS C 8461-22 でございまして、電線管システム—第22部：プライアブル電線管システムの個別要求事項ということでございまして、適用範囲につきましては、JIS C 8461-1 に規定する電線管システムのうち、プライアブル電線管システムの

個別要求事項について規定されてございます。

電気用品名といたしましては、一種金属製可撓電線管、二種金属製可撓電線管、金属製のカップリング、金属製のキャップ、金属製のコネクター、金属製のブッシング、その他の電線管類又は可撓電線管の金属製の附属品、合成樹脂製可撓電線管、CD管、合成樹脂製等のカップリング、合成樹脂製等のコネクター、合成樹脂製等のブッシング、合成樹脂製等のキャップ、その他の電線管類又は可撓電線管の合成樹脂製等の附属品になってございます。

こちらのイメージにつきましては、下にございますが、二種金属製可撓電線管やCD管等、こちらに図示しているようなものでございます。

こちらの主な改正内容につきましては、先ほどの 21 と同じようなところで、全般に使用する共通事項等につきましては、JIS C 8461-1 に移動してございます。

また、8.1 につきましては、寸法の適否判定に、従来工事で使用している JIS C 8305 を追加ということでございます。

また、10.2.4 附属書 AA に圧縮試験方法の荷重のかけ方、及び増分の方法を明確化したというところが改正の内容でございます。

続きまして 12 番でございますけれども、JIS C 8461-23 でございます。フレキシブル電線管システムの個別要求事項ということございまして、11 ページに適用範囲を示してございますけれども、電線管システムのうち、フレキシブル電線管システムの個別要求事項について規定されているものでございます。

電気用品名といたしましては、その他の金属製可撓電線管、金属製のカップリング、金属製のキャップ、金属製のコネクター、金属製のブッシング、その他の電線管類又は可撓電線管の金属製の附属品というものになってございます。

その下に、その他の金属製可撓電線管(フレキシブル電線管)につきまして、イメージ図を添付させていただいてございます。

こちらの主な改正内容につきましては、全般に使用する共通事項等を JIS C 8461-1 に移動してございます。

また、8.1、寸法規定につきまして、在来工事と在来工事以外に分けて規定してございますし、10.2.4 と附属書 AA につきましては、圧縮試験方法の荷重のかけ方、及び増分の方法を明確化してございます。また、10.5.105 につきましては、フレキシブル試験の適否判定が、旧規格では目視になってございましたけれども、図 102 に規定するゲージを通

して判定することの要求事項を追加しているところが改正点でございます。

これらの規格の整合確認につきましては、8461-1につきましては資料4-9、21につきましては資料4-10、22につきましては資料4-11、23につきましては資料4-12の方に示してございます。

まず、資料4-9の通則について御説明させていただきたいと思えます。非該当のところを挙げさせていただきますと、4ページ目の第七条第1号につきましては、充電部があるようなものでないということから、感電のおそれについて非該当ということでございます。

それから、5ページ目の第十条のやけどの防止につきましても、製品そのものから通電により熱を発生させるということではないので、非該当としていただいております。

また、7ページ目の第十二条、化学的危険源による危害又は損傷の防止につきましては、製品が金属とか合成樹脂が主要部材ということで、一般的に化学物質が流出したり溶出することは考えにくいということから、非該当と考えてございませし、同じページの第十三条、電磁波による危害の防止につきましても、そのものから電磁波を発生させないということから非該当。

それから、8ページ、9ページの第十五条の再始動等につきましては、こちらの製品の性格上不意な始動とか再始動等がないということから非該当と判断してございます。

また、9ページ、第十六条の保護協調及び組合せにつきましても、製品そのものに電気を流さないことから非該当と考えてございませし。

また、10ページの第十七条、十八条の電磁的妨害とか雑音の関係につきましても、通常の使用状況での影響はないということから、非該当としてございませし、第二十条1号から4号につきましても、対象のものではないということから非該当と考えてございませし。

5ページの第七条第2号の感電につきましては、第1号は充電部がないので非該当としておりますけれども、接触可能な露出導電部が接地できる構造でなければならないということが求められていますので、第七条第2号につきましては該当にすべきと考えてございませし。

続きまして、資料4-10、JIS C 8461-21でございます。こちら資料4-9と同じ考え方でございませしけれども、4ページ目の第七条1号の関連については非該当、同第2号につきましては該当にしてございませし。

また、5ページ目の第十条、やけどの防止についても非該当、6ページ目の第十二条に

つきましては、化学的危険源による危害または損傷の防止につきましては非該当とさせていただきます。

また、7 ページ目の第十三条の電磁波につきましても、非該当ということでございます。

また、8 ページの第十五条につきましても、始動、再始動等については非該当。

9 ページの第十六条、保護協調、組合せにつきましても非該当。

それから、第十七条、十八条につきましても非該当、また 10 ページ以降の第二十条につきましても非該当としてございます。

続きまして、資料 4-11 の JIS C 8461-22 でございますけれども、プライアブル電線管システムにつきまして先ほどの 21 と全く同じところで、第七条の 1 号につきましては非該当、第七条 2 号につきましては該当ということで、やけど、その他につきましても全く同じでございます。

資料 4-12 でございますけれども、フレキシブル電線管システム、JIS C 8461-23 につきましても、該当、非該当につきましては同じ考えでございます。感電の第七条第 1 号は非該当、同第 2 号は該当、その他やけどの防止、化学的危険源による被害の防止につきまして、これまでの 21、22 と同じ考えでございますので、該当、非該当の考え方はこれらと同じに判断してございます。

整合確認書の御説明についても以上となりますので、JIS C 8461 のシリーズの御説明については、以上でございます。

○渡邊座長 ありがとうございます。ただいま事務局から説明がございました資料 2 の内容と技術基準との整合確認書の内容、9 番から 12 番、併せて内容につきまして何か御質問、御意見、コメント等ございましたら御発言をよろしくお願いいたします。

○釘宮委員 釘宮ですが、よろしいでしょうか。

○渡邊座長 はい、どうぞ。

○釘宮委員 ありがとうございます。資料 2 の 9 ページで 9 番の J61386-1 に関するところですが、主な改正内容の 4 項目に 14.2.2.2 d) が主な改正の内容の 1 つとして上がっています。これを拝見しますと、耐食性試験の規定がなかったもので、別表第二に合わせて塩水噴霧試験を追加したということで、IEC 規格にはなかったものを JIS にするとき付け加えたという理解で正しいでしょうか。日本で塩水噴霧試験を付け加える必要があったということになりますでしょうか。

○溶接鋼管協会 IEC 基準では塩水噴霧試験がなかったもので、今回別表第 2 に合わせ

て J I S を改正するに当たって、塩水噴霧を追加したという形になりました。

○事務局（佐々木） I E C に対して日本のデビエーションになったという理解でよろしいですか。

○溶接鋼管協会 今回デビエーションで付け加えました。

○釘宮委員 それは日本に特有の事情があってということでしょうか。

○溶接鋼管協会 海外の電線管は、基本的にメッキの電線管が主流になっておりまして、耐食性試験に関してはほぼメッキの試験しか要求事項としてなかったのです。とはいえ国内ではメッキ以外の電線管も存在していましたので、今回、解釈別表に合わせて塩水噴霧試験をメッキ以外の試験の耐食性も見るために追加したという形を取りました。

○釘宮委員 ありがとうございます。今後、別表第 2 を別表第 12 に統一していくという移行期間にあると思うのですけれども、例えば今のような事情があったときに、I E C の規格を J I S にするときに、ほかの別表にあるような試験項目を付け加えていくという方向性にあると。それは今回の溶接関係にかかわらずということでの質問ですけれども、そういう方向性にあるという理解でよろしいでしょうか。

○溶接鋼管協会 別表 2 に関してはそういう方向で一本化するに当たって、別表 2 のものをすくうために追加していくということは考えていました。

○釘宮委員 ありがとうございます。

○事務局（佐々木） 事務局から補足させていただきますと、別表第 12 の中で採用している J I S の中には、技術基準の解釈通達の別表を引用しているものが幾つかございまして、別表第 2 につきましてもこの後、あまり時間を置くことなく一本化することになりますけれども、そういった場合につきましても前書きの 4 ポツにあるとおり、基準中で本文が別表第 2 を引用している場合において、第 12 の解釈通達で 4 番につきましても、2026 解釈別表第 2 と読み替えるものとするいたしますので、今後も J I S の中に別表第 2 があっても、引き続き 2026 解釈の別表第 2 ですと読み替えることにより、別表第 2 が一本化後も有効とできる仕組みとなっております。

○釘宮委員 ありがとうございます。

○渡邊座長 ありがとうございます。よろしいでしょうか。

そのほか先生方から何か御意見、御質問、コメント等ございますでしょうか。

なければ私から 2 つ教えていただきたいのですが、1 つは資料 2 の 3.15、3.16 のところでねじ付き電線管及び電線管附属品等々のところで、用語の定義について新たに混同を

避けるために、ねじ接続電線管及びその附属品、並びにねじなし接続電線管及びその附属品に変更したと書かれていることです。J I Sの中で鋼製電線管は厚鋼と薄鋼とねじなし電線管に分かれて薄鋼電線管がC管と言われていて、ねじなし電線管がE管とされているのですが、追加の用語で余計複雑になってきたような気がしたのですが、あえてこうしなければいけない理由が何かあったのかということが1点。つまり、C管とE管というねじ付き電線管とねじなし電線管の区別ではいけなかったのかという点です。

それからもう一点は、資料4-11でプライアブル電線管システムの個別要求事項の1ページ目の二条2項の8.2にねじ接続電線管及び電線管附属品は、管端電線管附属品を除き、規定するねじ長さに適合しなければならないという2行が入っているのですが、あえてねじなし電線接続附属品で、ねじという概念があまりなかったものですから、あえてここを書かれている理由を教えてくださいました。

以上2点です。

○溶接鋼管協会　ねじなしのことですけれども、ねじなしに関しては日本古来からある私たちが一般的に使っているJIS C 8305という電線管とは別に、IEC基準のねじなし電線管というものもやはり入ってきているので、それをすくうためというのですか、それと分けるためにあえてここは8305とそのほかのIEC基準で入ってきているような電線管を分けるために、ここはあえて電気用品安全法の技術基準上では分けたほうがいいかなという解釈で、あえて別々の用語を使うように致しました。

2番目ですけれども、プライアブル電線管といってもらせん状に切ってある製品がほぼありまして、それをねじみたいに押し込んで固定するという電線管もありますので、プライアブル電線管についてはその規定を1個追加したということでございます。

以上でございます。

○渡邊座長　国際規格整合と現状の性能を維持するという点で明記されている点がよく分かりました。ありがとうございました。

そのほかの内容につきまして、何か御質問、御意見等先生方からございますでしょうか。

なければ全体を通しまして何かございますか。後戻りしてでも結構でございますが、全体で何かございましたら御発言いただきたいと思っております。よろしいでしょうか。

それでは、今回提出のありました整合規格案について、審査基準に適合しており、整合規格としても妥当と判断できますので、技術基準省令の解釈通達に追加することとしたいと思います。内容等につきまして貴重な御意見、御討論いただきましてありがとうございます。

ます。

本日予定しております議題につきましては以上ですが、そのほかの項目で先生方から何か御意見、御質問、コメント等ございますでしょうか。ありがとうございました。

それでは、私事ではございますが、このままでいきますと9月から10月ぐらいに次回が開かれるのではないかと考えております。私も任期がございまして、今回は最後になります。

これまで先生方にはいろいろな御意見や御質問、コメント等頂きまして、順調に審査、確認等することができました。私の務めも無事に果たすことができました、大変うれしく思っております。整合確認ワーキングで御協力いただきました各先生方には感謝申し上げます。

今後、また違う形で委員の先生方とお目にかかるかもしれませんが、そのときはどうぞよろしく申し上げます。

それでは、事務局から何か連絡事項等ございましたらよろしく申し上げます。

○事務局（佐々木） 次回のワーキングの日程でございますけれども、今ほど座長からございましたとおり、9月、10月頃を予定してございます。日程調整につきましては後日させていただきます。

それから、後任の座長を決める必要もありますので、この件につきましても委員の皆様方に御相談させていただければと思っております。

以上でございます。

○渡邊座長 ありがとうございました。

先生方から特に御意見がなければ、以上をもちまして第27回電気用品整合規格検討ワーキングを終了したいと思います。本日も貴重な御意見、御討論いただきまして、どうもありがとうございました。以上で終了したいと思います。大変お疲れさまでした。

——了——